定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号

株式会社ＧＣＭ

代表取締役　三木　哲郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十五日

石川県能美郡川北町字田子島ヌ五七番地七

株式会社セイツー

代表取締役　奥村　晃

合併につき株券等提出公告

当社は、IHSグローバル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年五月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年四月十五日

福岡市南区高木二丁目二五番一五号

株式会社ＮＩＳ

代表取締役　伊藤　泰士

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ナンバー・フォー・ジャパン・エルエルシー　日本における代表者　石田　泉

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＯｖｅｒＴａｋｅと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年五月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年四月十五日

東京都中央区京橋三丁目一番一号

R.I.Polk Japan株式会社

代表取締役　チャン・パク・チェン

限定承認公告

本籍埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂一三四四番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字小深作五八四番地九

被相続人　亡　若林　雪子

右被相続人は平成二十八年一月一日死亡し、その相続人は平成二十八年四月五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

埼玉県さいたま市岩槻区仲町一丁目四番九―二号　相続財産管理人　若林　和人

限定承認公告

本籍山形県寒河江市大字西根一五六番地・一五七番地一、最後の住所東京都渋谷区恵比寿三丁目二九番一二号マカッサルマンション二―Ｆ

被相続人　亡　小野　慶助

右被相続人は平成二十八年二月四日死亡し、その相続人は平成二十八年四月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

東京都豊島区高田二丁目一〇番一三号

相続財産管理人　小野　浩

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町一〇五六番地一二、最後の住所東京都世田谷区上北沢四丁目三〇番五号大塚方一〇三

被相続人　亡　中村マサ子

右被相続人は平成二十七年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十五日

石川県金沢市小将町三番八号　弁護士法人兼六法律事務所

相続財産管理人渡邊慶子

右代理人弁護士　小倉　悠治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年四月十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｓｅｐｔｅｎｔｒｉｏ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年十月二十日付官報号外第二三九号の八十九頁に掲載されています。

平成二十八年四月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ａｄｒｉａ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年五月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年四月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ａｄｒｉａ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十八年四月五日（号外第八十号）掲載の被相続人　亡　大谷　毅に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「本公告掲載の翌日から二箇月以内に」とあるは「平成二十八年四月七日から二箇月以内に」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年四月十五日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田　惇紀

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年一月二十九日（号外第二十号）公布農林水産省令第五号（農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
四五	上	三〜五	「いう」	「をいう」
〃	〃	〃	同条第二項中「前項第十一号」を「第十二号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同条	同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に改め、同条
四八	〃	三	同条	計算書類等改め、同項第三号中「決算書類」を「計算書類等」に改め、同条
四九	下	終りから一三	一三計算書類	同条第三号の七第一項第三号を「第一項第三十五条第一項第三号」に、「第三条の七第一項第三十五号」を「第三十五条第一項第五号」に改め、同条
〃	〃	一五	改め、	前
五〇	上	一三	いう。	いう。以下この条及び第三号及び第五号」を「第三号から第五号まで」に
五一	下	一二	第三号」を	
〃	〃	〃	第三号」に	
〃	〃	一九	同条	
六四	上	一六以前	平成二十八年三月三十一日（号外第七十三号）原子力規制委員会規則第五号（原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則）（原稿誤り）	平成二十八年三月三十一日（号外第七十三号）原子力規制委員会規則第五号（原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則）（原稿誤り）
一二三ページ上段二七行目の「公布の日」は「平成二十八年四月一日」の誤り。				
平成二十八年三月三十一日掲載の金融庁に係る適格機関投資家に関する公告中（原稿誤り）				
一二ページ一段目の終りから九行目から八行目中「ﾍﾟﾚｽﾄﾛｲｶ・ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ・ｻｰﾋﾞｽ」は「ﾍﾟﾚｽﾄﾛｲｶ・ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ・ｻｰﾋﾞｽ」の誤り。				
平成二十八年四月八日掲載の東京地方検察庁立川支部に係る押収物還付公告中（原稿誤り）				
一二	四	一八〜一九	還付を受けようとする者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に還付請求をしないときは、還付を受ける権利を失う。	還付を受けようとする者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に還付請求をしないときは、還付を受ける権利を失う。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十五日付第八八号八〇

達第七二号三二ページ●二

ページ●同日付第八九号一五二ページ●同日付政府調

月十八日付衆会第一二号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）